

水循環基本計画の骨子

総論

水循環基本計画の性格、計画期間等について記述する。

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- ◎ 水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。
- ◎ 特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を創り上げることができた。
- ◎ しかしながら、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となっている。
- ◎ このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

1. 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

(第3条1項関係)

- ◎ 水が水循環の過程において地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のため、関係する施策の一層の推進、新たな施策の立案・実施、施策間連携、自治体や地域住民との協力連携、民間との連携を積極的に推進する。
- ◎ 国民一人一人が、水に育まれた国土と文化を守り、水がもたらす恵みや水に係る災いへの備えを考えられるよう、水循環に関する教育、啓発、広報、情報共有の推進を図るとともに、健全な水循環の維持又は回復に関する国民の自発的な活動が促されるような措置を講ずることが必要である。
- ◎ 健全な水循環の維持又は回復に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、必要な調査の実施や、科学技術の振興のための措置を講ずることが必要である。

2. 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保

(第3条2項関係)

- ◎ 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の効率的な利用や、節水、雨水・再生水の利用等、水資源の有効利用施策を推進する。
- ◎ 国民が将来にわたって水の恵沢を共有できるよう、安定した水資源の確保と安全で良質な水の確保が重要である。
- ◎ 地下水の持続的な利用について、地域の状況に応じて、その適正な利用と保全を推進する。
- ◎ 老朽化した水インフラの適切な更新、耐震化等、長寿命化に向けた戦略的な維持管理・更新等を推進する。
- ◎ 大規模災害や異常な気象現象においても国民生活及び産業活動を支えるため、水の利用が確保されることが重要である。
- ◎ 社会経済情勢の変化や気候変動に適切に対応しつつ、環境負荷を低減し効率的で有効な水の利用を図るため、水質改善、雨水・再生水の利用、資源利用等を推進する。

3. 水の利用における健全な水循環の維持

(第3条3項関係)

- ◎ 水の利用に当たって水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、関係者の連携のもと、水の汚染の防止、水の効率的な取配水、再利用、適切な処理・排水が重要である。
- ◎ 健全な水循環の維持について総合的な対応が図られるよう、水量と水質、地表水と地下水、平常時と渇水・洪水時など、水循環に係る情報を、関係者の連携のもと一体となって収集、共有、活用する体制を整えることが重要である。

4. 流域における総合的かつ一体的な管理

(第3条4項関係)

- ◎ 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心として循環するとの認識のもと、流域に係る水循環について、関係機関が連携し、流域として総合的かつ一体的に管理する必要がある。
- ◎ 水循環の基盤となる森林、河川、農地、里地里山等を連続した空間として捉え、流域全体の健全な水循環の維持又は回復を図るため、水環境と生態系の保全と再生の取組を推進する。
- ◎ 流域において人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた水を育むため、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上が重要である。
- ◎ 自然災害による流域の被害が最小となるよう、ハード・ソフト両面にわたる総合的な取組を推進する。

- ◎ 危機的な渇水の際には、国民の生命と生活を守るため、政府・関係機関が一丸となって対応することが重要である。

5. 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

(第3条5項関係)

- ◎ 世界での健全な水循環の維持又は回復を目指し、国連を始めとする国際社会に水循環の理念を発信・共有し、世界共通の目標を掲げ、共に行動を興す取り組みを推進する。
- ◎ 水が人間の安全保障と尊厳の基盤であることを認識し、発展途上国を始めとする各国の水循環政策の立案、実施、発展に貢献し、水循環に関する我が国の主導的立場を確立することが重要である。
- ◎ 日本と世界において水の適正な利用と水の恵沢の多面的な享受が一層効果的に行われるよう、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を加速させる。
- ◎ 水循環に関する国際ネットワークの拡大、水分野における国際標準化への参画、海外への技術協力、我が国の産官学の技術や知見を活用した水ビジネスの国際展開への支援等を通じて、世界の水問題の解決に向けた国際貢献を推進する。

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上

(第14条関係)

流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るための、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策等。

2. 水の適正かつ有効な利用の促進等

(第15条関係)

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組の促進施策。

水量の増減、水質の悪化等水環境に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置等。

3. 流域連携の推進等

(第16条関係)

流域の総合的かつ一体的な管理を行うための必要な体制の整備を図ること等による連携及び協力の推進並びに流域の管理に関する施策に地域の住民の

意見が反映されるようにするために必要な措置等。

4. 健全な水循環に関する教育の推進等

(第17条関係)

国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関する学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発のために必要な措置等。

5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

(第18条関係)

事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動の促進に必要な事項等。

6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施

(第19条関係)

水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置等。

7. 科学技術の振興

(第20条関係)

健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の要請その他の必要な措置等。

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(第21条関係)

健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置等。

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

(第4～10条関係)

- ◎ 水循環に関する諸施策の推進に向け、国のみならず、地方公共団体、事業者等が相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- ◎ 「水の日」の意義を踏まえ、国及び地方公共団体が実施する水の日趣旨にふさわしい事業等を通じて、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める。